

社会人早期修了者の取扱い基準

平成 29 年 2 月 17 日

「鳥取大学大学院連合農学研究科学位論文に関する細則第 2 条第 2 項」に基づき、社会人早期修了特別プログラムに申請し、履修を許可された研究実績のある社会人に対して、修業年限 2 年の早期修了特別プログラムを実施する。

〈申請資格〉

1. 入学時に有職者である者。
2. 入学時前に、入学後の研究課題に関連した学位取得条件である鳥取大学大学院連合農学研究科で定めた、学位論文の基礎となる学術論文で学会誌等に発表した学術論文を 1 編以上有すること。

(注) 入学前の 1 編については、入学前の受理済学術論文も可。

〈手順〉

1. 早期修了を希望する学生は、入学手続きの際に、主指導教員の承諾を得て、関係書類を添え、社会人早期修了プログラム履修申請書を提出する。
2. 申請者のプログラム履修の可否は代議委員会にて決定する。
3. 本プログラムに採択された社会人学生は、1 年後に研究の進捗状況について中間審査を受ける。
4. 在学 2 年間に学位論文、学位論文の基礎となる学会誌等に発表した学術論文 2 編以上（入学時提出学術論文を除く）、および修了必要単位 12 単位以上をもって早期修了対象者として認定し、社会人早期修了プログラム終了申請書を提出のうえ、学位申請できる。

〈学位審査〉

代議委員会で早期修了対象者として認められた場合、公開審査会を開催し、研究科委員会で学位授与の可否を決定する。

〈その他〉

在学 2 年間で学位取得要件を達成出来なかった学生は、本プログラムを取り消される。（社会人早期修了プログラム取り下げ願を提出する。）なお、修業年限は 3 年間の課程となり、通常の手続きにより学位申請資格を得る。

本プログラムは平成 29 年度入学生より実施する。